

一 般 事 項

1 固定資産税の「現に所有している者」の認定に係る制度改善

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

(1) 賦課期日前に納税義務者が死亡している場合に、現に所有している者に対して届出を義務付ける制度を創設すること。

(2) 上記(1)の届出がなく死亡者名義のまま納付された固定資産税等を誤納金として還付する場合は、還付加算金を加算する期間について、還付の請求があった日以降とすること。

<具体的要求内容>

- (1) 地方団体が納税義務者の死亡の事実を迅速に把握し、新たな納税義務者に適正かつ確実に課税を実施するため、賦課期日までに相続登記等が完了しない場合は、現に所有している者に対して届出を義務付ける制度を創設すること。
- (2) 上記(1)の届出を義務付けた上で、その履行がなされない場合に発生した誤納金については、相続人等が届出を怠ったことに鑑み、還付加算金を加算する期間について、現行の始期である納付又は納入があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日から算入するのではなく、相続人等から還付の請求があった日以降の期間において算定すること。

2 償却資産に係る固定資産税の堅持

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局・総務局)

償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

<具体的要求内容>

償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

3 国有資産等所在市町村交付金制度の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

国有資産等所在市町村交付金制度を見直すこと。

< 具体的要求内容 >

国有資産等所在市町村交付金制度については、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。

4 個人事業税の課税方式の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直すこと。

< 具体的要求内容 >

課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、早急に新規業種を課税対象に随時追加すること。

5 地方税の電子申告等の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

地方税の電子申告等の利用拡大及び利便性向上のため、必要な財源措置を講じること。

<具体的要求内容>

地方税の電子申告等の利用拡大及び利便性向上を図るため、システム改修や継続的な普及促進活動等に係る経費について必要な財源措置を講じること。

6 自動車の所有権移転代位登録の実現

(提案要求先 総務省・国土交通省)
(都所管局 主税局)

所有権留保付き自動車で割賦代金が完済された場合、租税債権者の代位による所有権移転登録が実現できるよう法令を改正すること。

<具体的要求内容>

租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うにあたって、自動車検査証の記載事項変更を租税債権者の代位や監督官庁の職権により変更できるよう法令を改正すること。

留保権者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等の代位申請に必要な書面の提出を義務付けるよう法令を改正すること

7 固定資産税等の徴収制度の改善

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主税局)

固定資産税・都市計画税については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設する等、関連する制度の改善を図ること。

<具体的要求内容>

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設する等、関連する制度の改善を図ること。

8 差押不動産に係る立入調査権の創設

(提案要求先 総務省・財務省)
(都 所 管 局 主税局)

滞納者が所有する不動産を第三者が使用しているとき、差押財産を換価するために必要な調査として国税徴収法に基づいた立ち入りができるように法令を改正すること。

<具体的要求内容>

国税徴収法に民事執行法第57条と同様の規定を設ける（又は準用する）よう法令を改正し、滞納者の不動産を第三者が使用（占有）している場合も、強制的に立ち入ることができる権限を徴収職員に付与すること。

9 不動産等公売処分等に係る不服申立書についての 発信主義の適用除外

(提案要求先 総務省)
(都 所 管 局 主税局)

不動産等公売処分等に係る不服申立書の提出について、地方税も国税と同様に到達主義となるように法令を改正すること。

<具体的要求内容>

地方税において、不動産等についての公売公告から売却決定までの処分及び換価代金等の配当処分の欠陥を理由とする不服申立書が郵便又は信書便により提出された場合、その不服申立書が不服申立て先に到達した時に、その提出がされたこととなるように法令を改正すること。

10 法人実効税率引き下げに伴う外形標準課税の適用 対象のあり方検討における中小企業への配慮

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都 所 管 局 産業労働局・主税局)

法人実効税率引き下げに伴う外形標準課税の適用対象のあり方については、中小企業への影響を考慮し、慎重に検討すること。

<具体的要求内容>

外形標準課税の適用対象のあり方については、中小企業の経営や地域経済への影響を考慮し、慎重に検討すること。